

新宿区高齢者保健福祉計画 第8期 介護保険事業計画(素案)

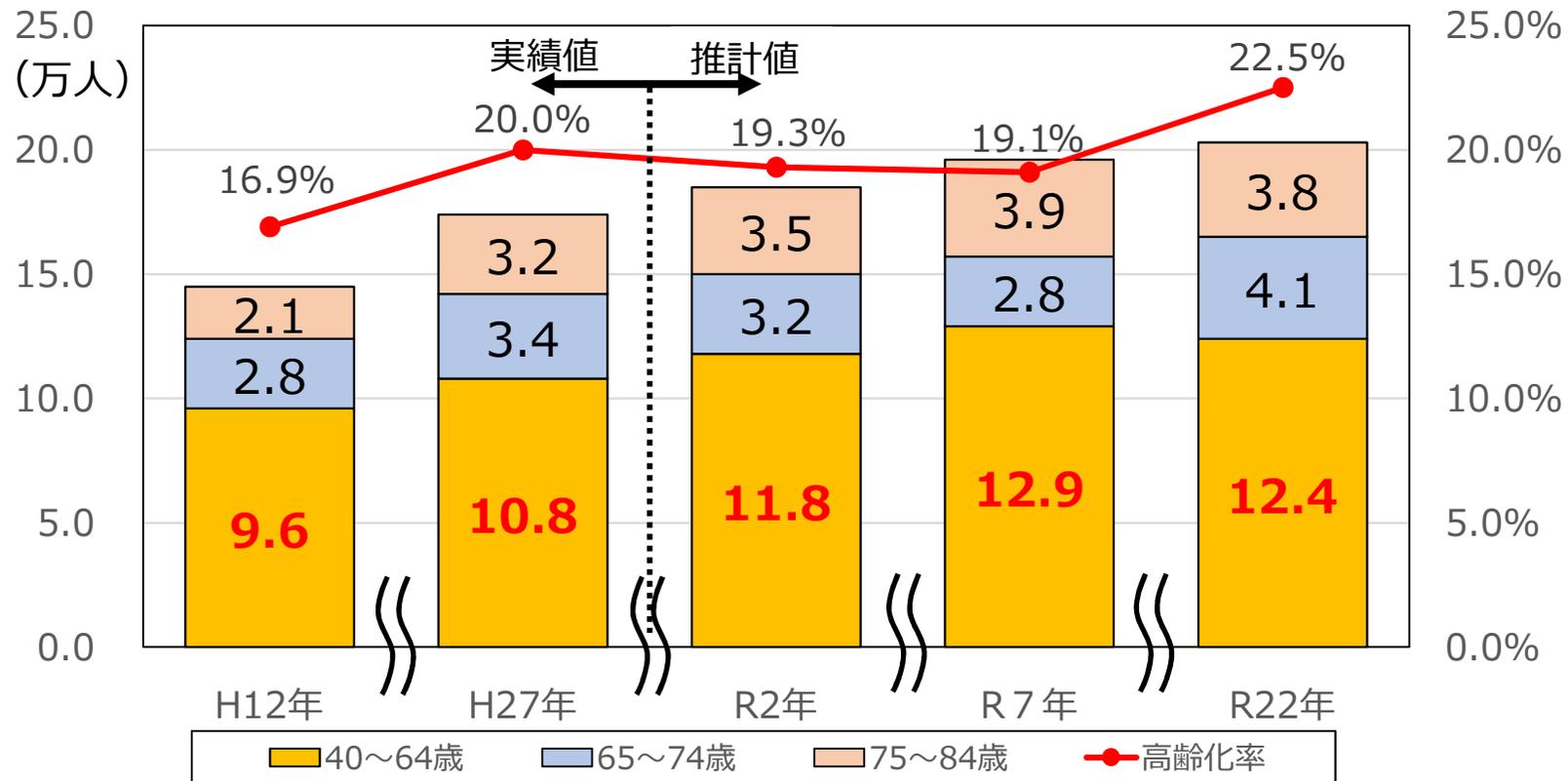
令和3(2021)年度～令和5(2023)年度



計画策定の背景

①40歳以上の人口推移と将来推計

65歳以上の高齢者人口、高齢化率とも、令和7(2025)年までは大きな増減はみられませんが、令和22(2040)年には高齢者人口は79,137人、高齢化率は22.5%に増加すると見込まれています。

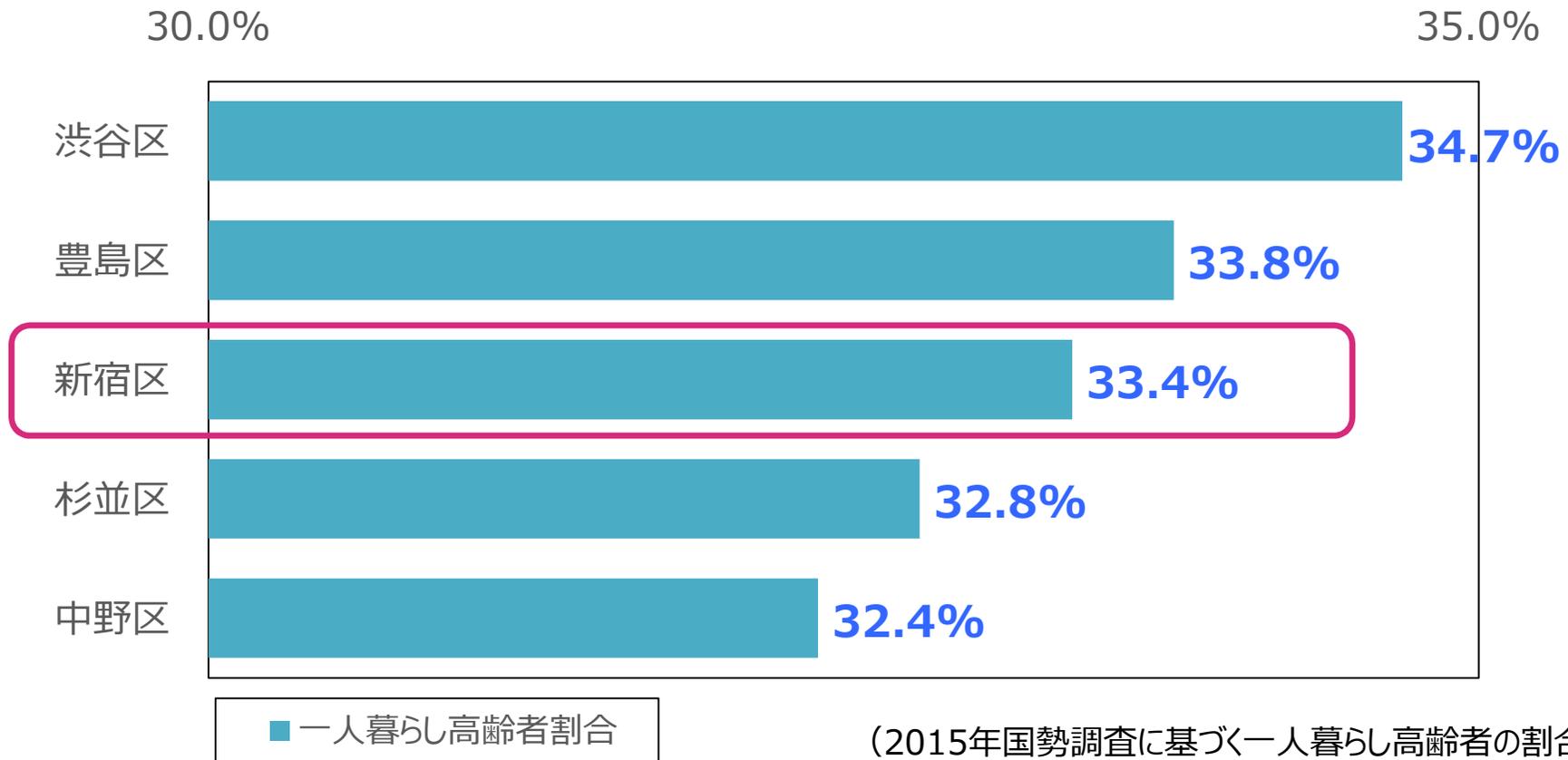


(住民基本台帳に基づく人口及び新宿自治創造研究所による人口推計)

計画策定の背景

②一人暮らし高齢者・認知症高齢者の増加

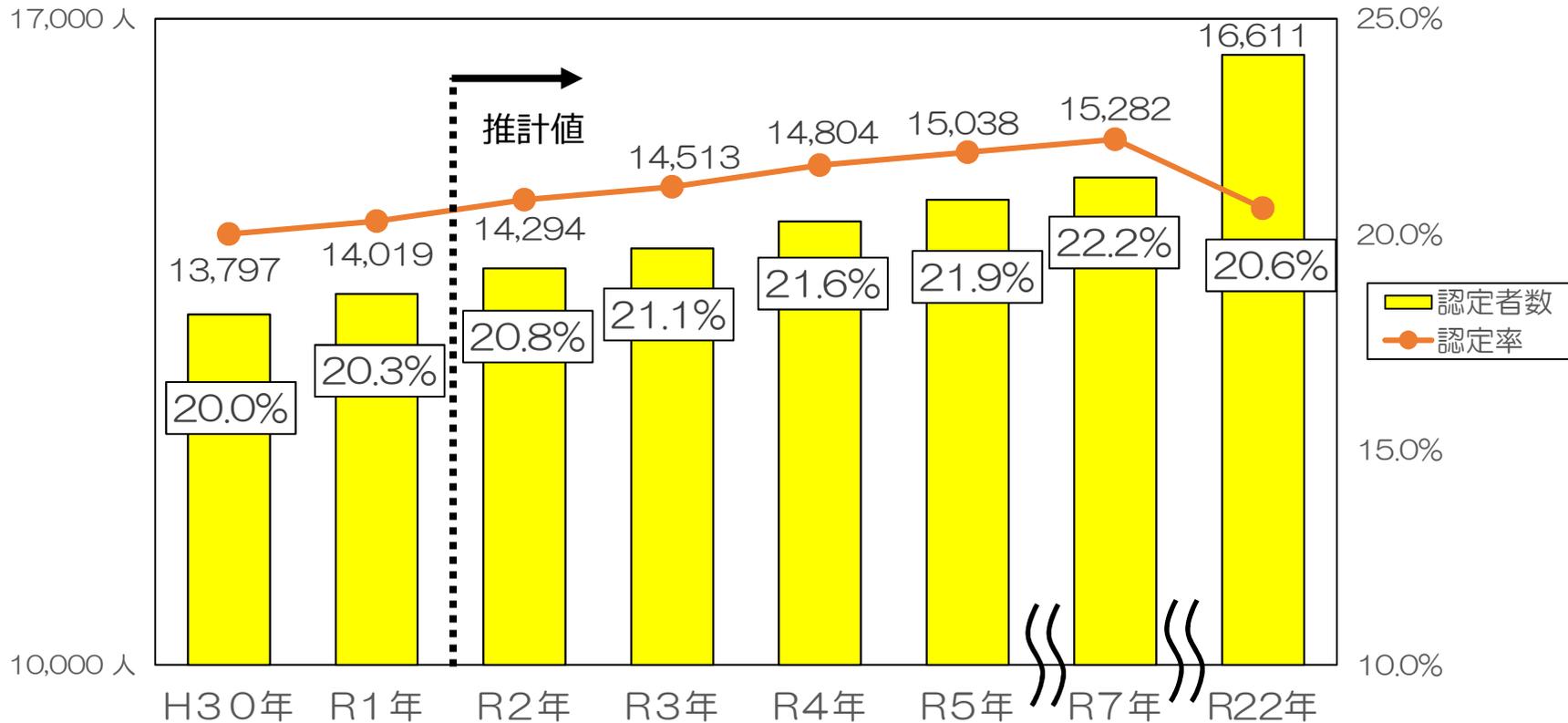
新宿区は、高齢者の約3人に1人が一人暮らしをしています。さらに、認知症高齢者の増加も見込まれており、日ごろから見守りを必要とする方が急速に増えることが想定されます。



計画策定の背景

③ 要支援・要介護認定者の増加

要支援・要介護認定率は、令和7(2025)年には22.2%まで増加すると見込まれます。令和22(2040)年には65歳～74歳の前期高齢者割合が高くなることに伴い、認定率は減少すると見込まれます。



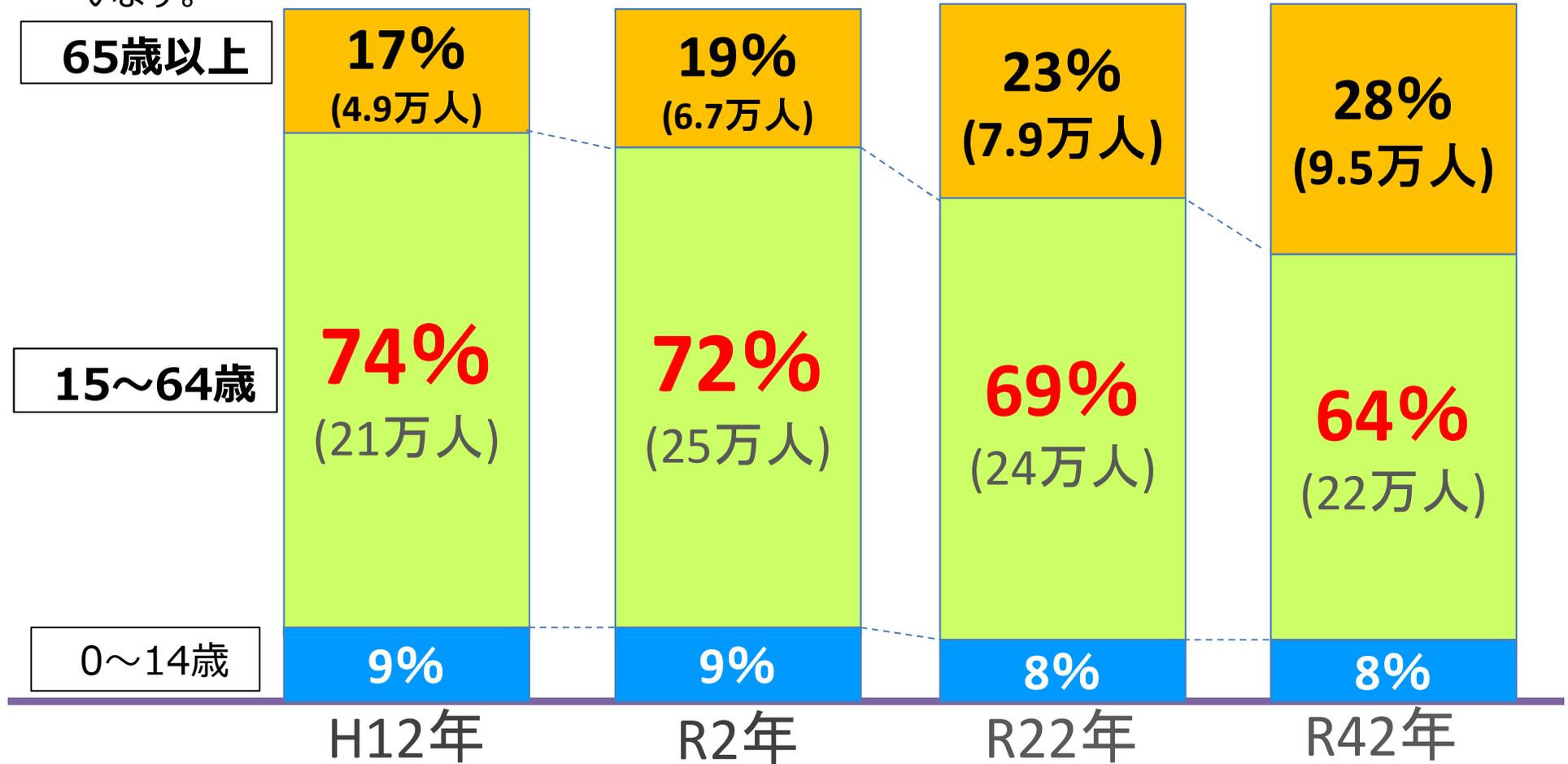
(住民基本台帳に基づく人口及び新宿自治創造研究所による人口推計に基づく認定者推計)

素案P13参照

計画策定の背景

④人口構造の変化による担い手の不足

令和42(2060)年には、新宿区の総人口の4分の1以上を高齢者が占める見通しとなっています。



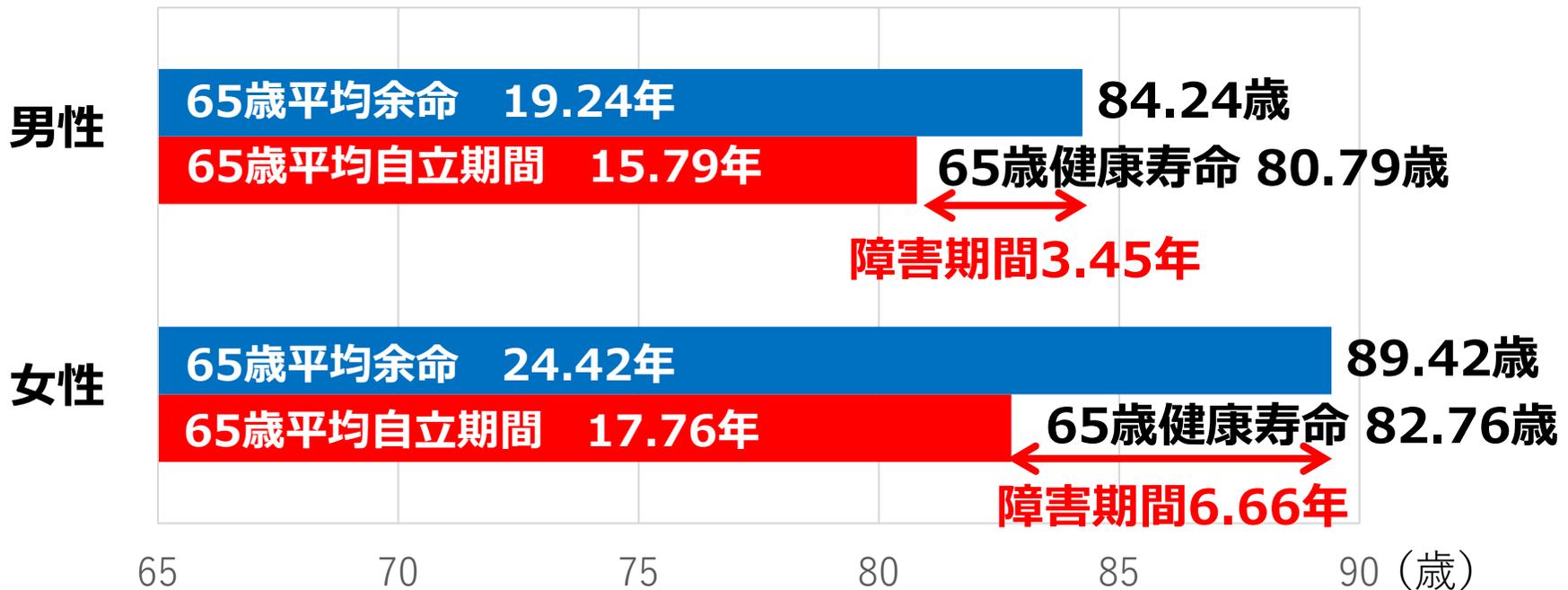
(2015年国勢調査に基づく新宿区将来人口推計 (新宿自治創造研究所))

計画策定の背景

⑤ 超高齢社会の到来と健康寿命

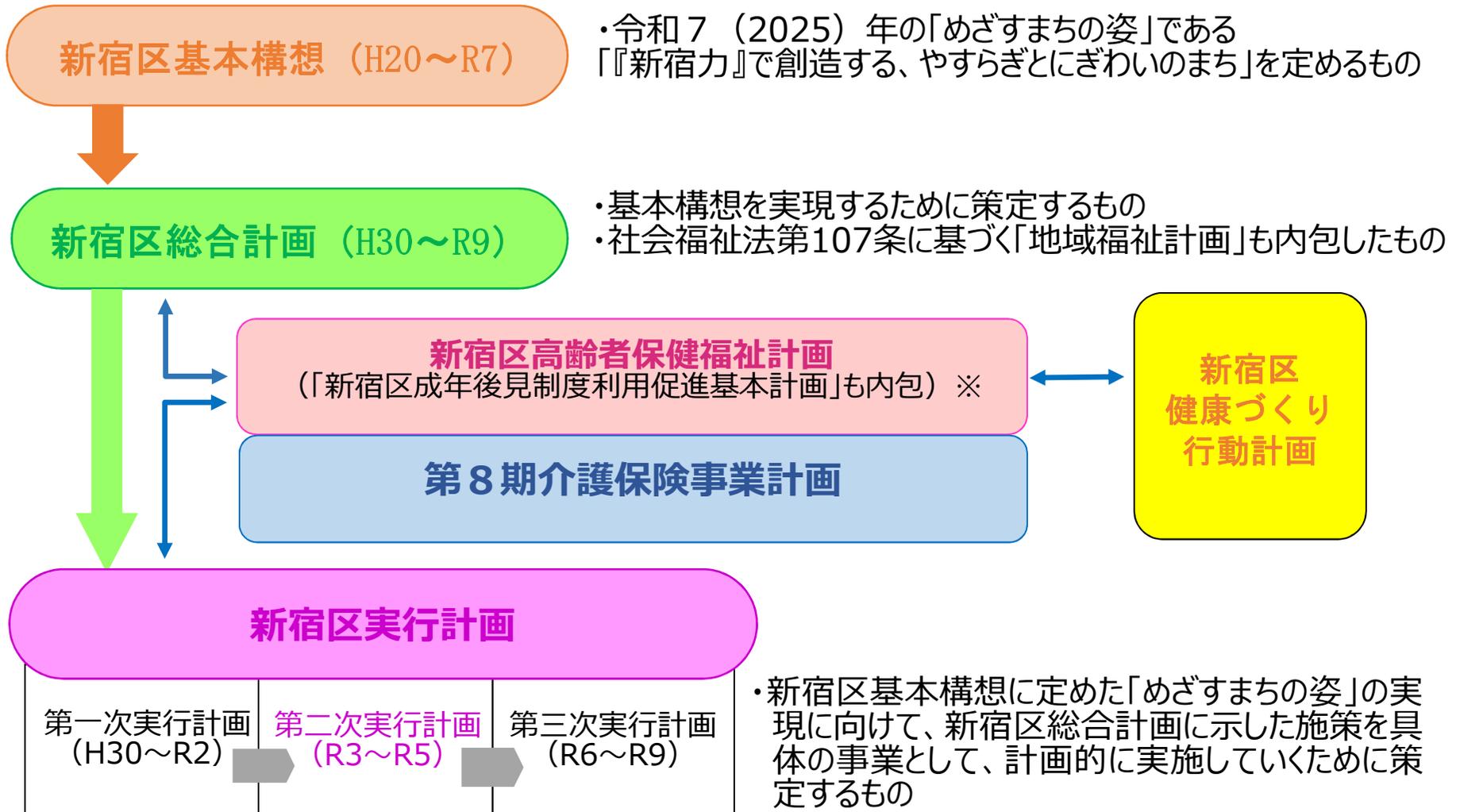
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を「健康寿命」と言います。東京都では、「65歳+65歳の人が必要支援・要介護認定を受けるまでの平均期間」を「65歳健康寿命」として算出しています。超高齢社会の到来に伴い、健康な期間を長くすることが重要です。

平成30年 新宿区民65歳平均余命と65歳健康寿命
(要支援1以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合)



(東京都福祉保健局資料)

計画の位置付け



※成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定する計画です。

計画の基本的考え方

《 基本理念 》

だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす

《 めざす将来像 》

心身ともに健やかに
いきいきとくらせるまち

支援が必要になっても
生涯安心してくらせるまち

だれもが互いを尊重し
支え合うまち



計画の基本的考え方

《 施策の方向性 》

第8期計画では第7期計画の3つの重点的取組を継続し、さらなる充実を目指します。

第7期計画(平成30～令和2年度)		第8期計画(令和3～5年度)
「地域の活力」を生かした 高齢者を支えるしくみづくり		健康づくりと介護予防の推進による 健康寿命の延伸
健康づくりと介護予防の推進による 健康寿命の延伸		地域で支え合うしくみづくりの推進
認知症高齢者への支援体制の充実		認知症高齢者への支援体制の充実

《 新たな日常への対応 》

感染症拡大防止と地域の社会経済活動の両立を維持した「新たな日常」の中においても地域包括ケアシステムが持続するよう、各施策においては、情報通信技術（ICT）活用など新しい取組を含め推進していきます。

◆ 5つの基本目標 ◆

基本目標 1 健康づくり・介護予防をすすめます

基本目標 2 社会参加といきがいつくりを支援します

基本目標 3 支え合いの地域づくりをすすめます

基本目標 4

**最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための
相談・支援体制を充実します**

基本目標 5

安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます

◆ 次ページから、各目標の施策と事業の一部をご紹介します。

素案P38参照

基本目標 1 健康づくり・介護予防をすすめます

【重点 I】施策 1 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸

主な事業

- **区オリジナル3つの体操・トレーニングの普及啓発**

区オリジナル3つの体操・トレーニング(新宿いきいき体操・新宿ごっくん体操・しんじゅく100トレ)を地域に普及啓発していきます。また、「(仮称)新宿げんき応援サポーター」制度を創設し、介護予防・フレイル予防の地域づくりを進めます。

- **高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業**

健診・医療情報等に基づき、要介護に移行しやすいハイリスク者を早期に把握し、訪問指導等個別支援を行います。また、地域の様々な場で普及啓発や個別相談等を行うなど、高齢者がフレイル予防を実践できるよう医療専門職が総合的な支援を行います。

- **「(仮称)しんじゅく健康長寿ガイドブック」の作成**

高齢期の健康づくりや介護予防・フレイル予防に取り組めるよう、高齢者の心身の状態に応じて参加できる教室、講座等の情報を掲載したガイドブックを作成します。

基本目標 2 社会参加といきがづくりを支援します

施策 2 いきがいのある暮らしへの支援

主な事業

- 高齢者活動・交流施設の運営
- 中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペースにおける地域支え合い活動支援等
- 高齢者クラブへの支援・助成

施策 3 就業等の支援

主な事業

- だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進
- シルバー人材センターへの支援

基本目標3 支え合いの地域づくりをすすめます

【重点Ⅱ】施策4 地域で支え合うしくみづくりの推進

主な事業

- **生活支援体制整備事業**

新宿区社会福祉協議会及び高齢者総合相談センターに生活支援コーディネーターを配置するとともに、生活支援体制整備協議会で、住民主体で取り組む生活支援の内容等の検討や、実施に向けた課題整理を行い、地域支え合いのしくみづくりを進めます。

- **通いの場運営支援**

高齢者を地域で支える担い手等を対象として、活動の立ち上げから継続まで包括的な支援を行います。

- **(仮称) 地域資源情報管理システム構築・運用**

「(仮称)地域資源情報管理システム」を構築し、区民が主体となって体操等の介護予防活動を行う「通いの場」を含めた地域資源情報の一体的な把握、情報発信を強化します。

- **「地域支え合い活動」の展開**

「薬王寺地域ささえあい館」を拠点として、地域の中で高齢者の自立を支援し、多世代が互いに支え合う「地域支え合い活動」を推進します。

また、シニア活動館等において、「地域支え合い活動」を区内に展開していきます。

基本目標3 支え合いの地域づくりをすすめます

施策5 介護者への支援

主な事業

- 介護者講座・家族会
- 高齢者緊急ショートステイ事業
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

基本目標 4 最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します

【重点Ⅲ】 施策 6 認知症高齢者への支援体制の充実

主な事業

- チームオレンジの実施

チームオレンジは、認知症高齢者とその家族、認知症サポーター、認知症高齢者を支援している専門職などでメンバーを構成します。認知症高齢者やその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけ、早期支援と認知症サポーターの活動支援に取り組みます。

- 認知症サポーター養成講座

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、病気の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を開催します。

施策 7 高齢者総合相談センターの機能の充実

主な事業

- 高齢者総合相談センターの機能の充実

基本目標 4 最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します

施策 8 介護保険サービスの提供と基盤整備

主な事業

- 特別養護老人ホームの整備
- 地域密着型サービスの整備
- ショートステイの整備

施策 9 自立生活への支援（介護保険外サービス）

主な事業

- 配食サービス
- 寝具乾燥消毒サービス
- 総合情報冊子「高齢者暮らしのおたすけガイド」の作成

基本目標 4 最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します

施策10 在宅療養支援体制の充実

主な事業

- **在宅医療体制の推進**
- **かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能の推進**
- **在宅療養に関する理解促進**

基本目標 5

安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます

施策 1 1 高齢者の権利擁護の推進

主な事業

- 成年後見制度の利用促進
- 悪質商法被害防止ネットワーク

施策 1 2 安全で暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援

主な事業

- バリアフリーの整備促進
- 住宅相談
- 高齢者や障害者等の住まい安定確保
- 災害時要援護者名簿の活用

第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

計画の位置付け

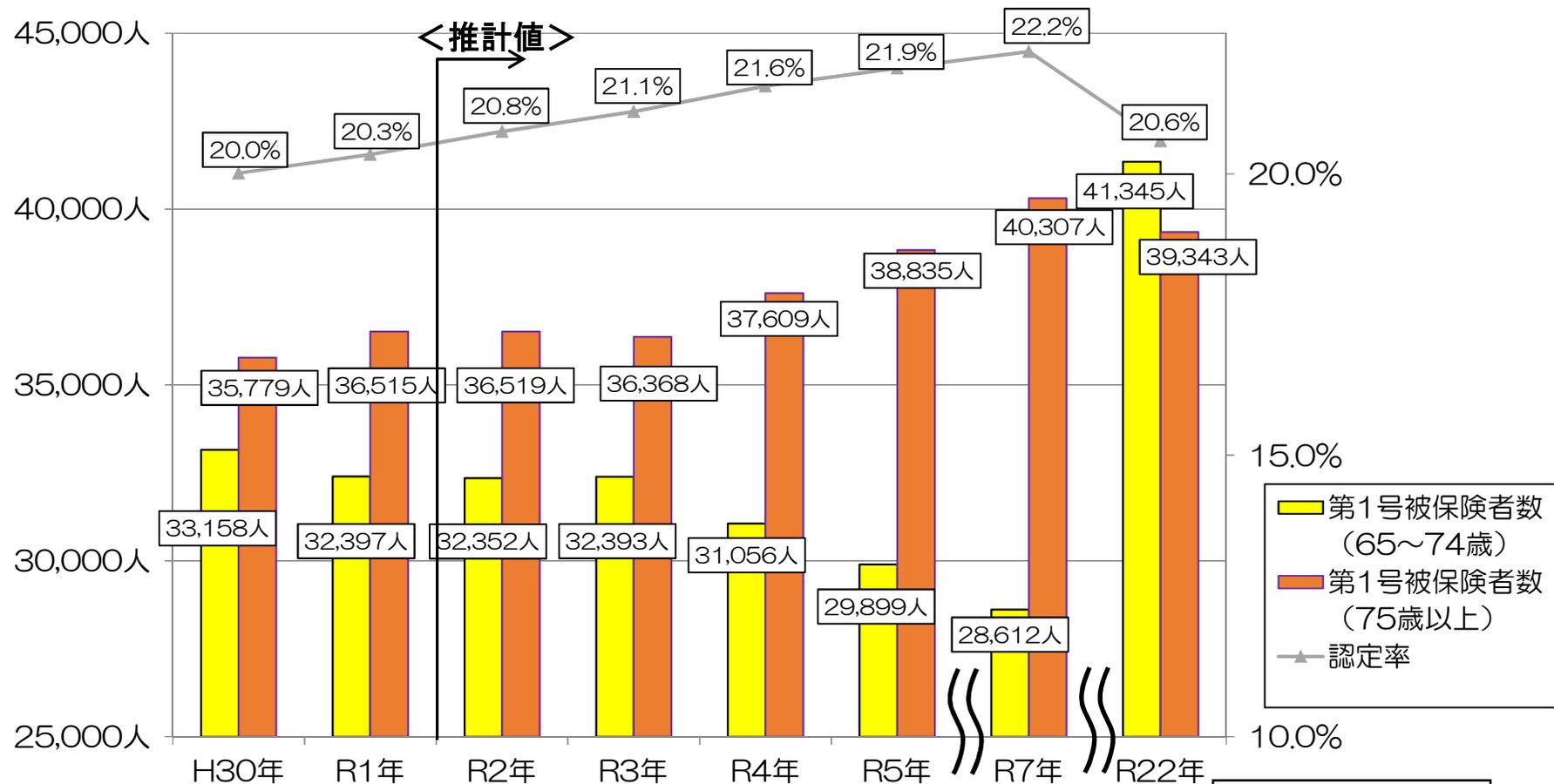
- 介護保険法に基づき、3年を1期として策定
 - 介護サービスの整備計画
 - 第1号被保険者（65歳以上）の保険料の算定

- 介護保険制度の財源構成
 - 公費（国・都・区）で50%
 - 保険料で50%

要介護認定者等の現状

第1号被保険者数及び要支援・要介護認定率の推移と将来推計

75歳以上の後期高齢者数が増加することに伴い要支援・要介護認定率は上昇し、令和7（2025）年には、22.2%になると見込まれます。



地域包括ケアの推進

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる

「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護といった地域密着型サービスを中心に在宅サービスを充実させます。

〔令和元年度 高齢者の保健と福祉に関する調査〕

介護が必要になっても在宅での生活を希望している方の割合

■ 一般高齢者【基本】	65.4%
■ 要支援・要介護認定者	84.6%

介護保険サービスの充実

介護保険サービス施設の整備

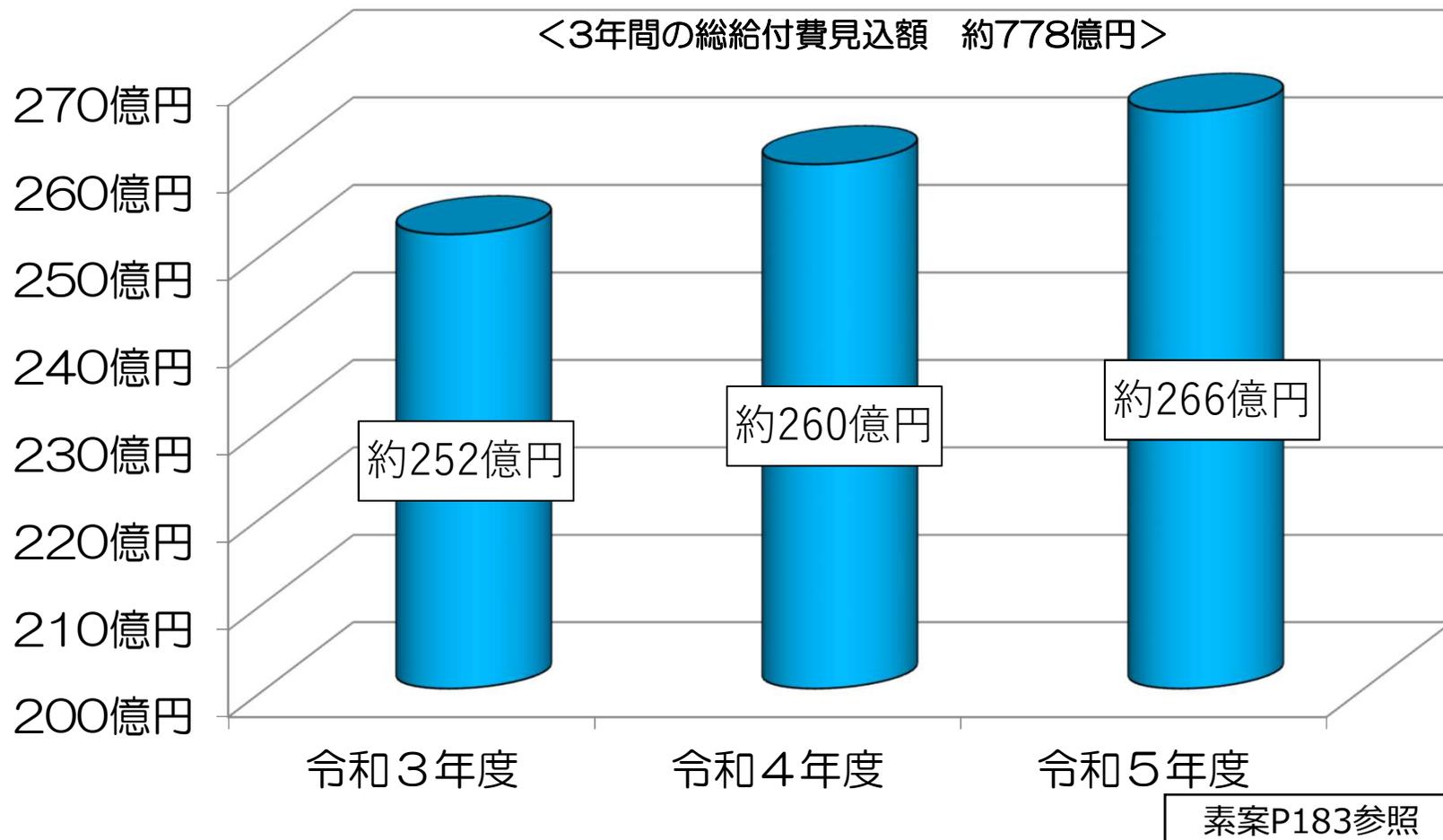
サービス種別	第7期現況※		第8期目標※	
■地域密着型サービス等	-	-	-	-
①認知症対応型共同生活介護	11所	180人	14所	252人
②小規模多機能型居宅介護	6所	162人	9所 239人 (※②を1所整備)	
③看護小規模多機能型居宅介護	2所	48人		
④ショートステイ	11所	120人	12所	132人
■特別養護老人ホーム（区内）	9所	665人	10所	749人

※第7期現況・・・令和2年10月1日現在 第8期目標・・・令和5年度末

総給付費の見込み

第8期の総給付費の見込み

高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加による介護サービスの利用量の増加等を踏まえ、概算で約778億円になると見込まれます。



第8期の介護保険料基準額

総給付費の見込額（概算）

◎ 総給付費 約778億円

（※第7期の約723億円から約8%増）

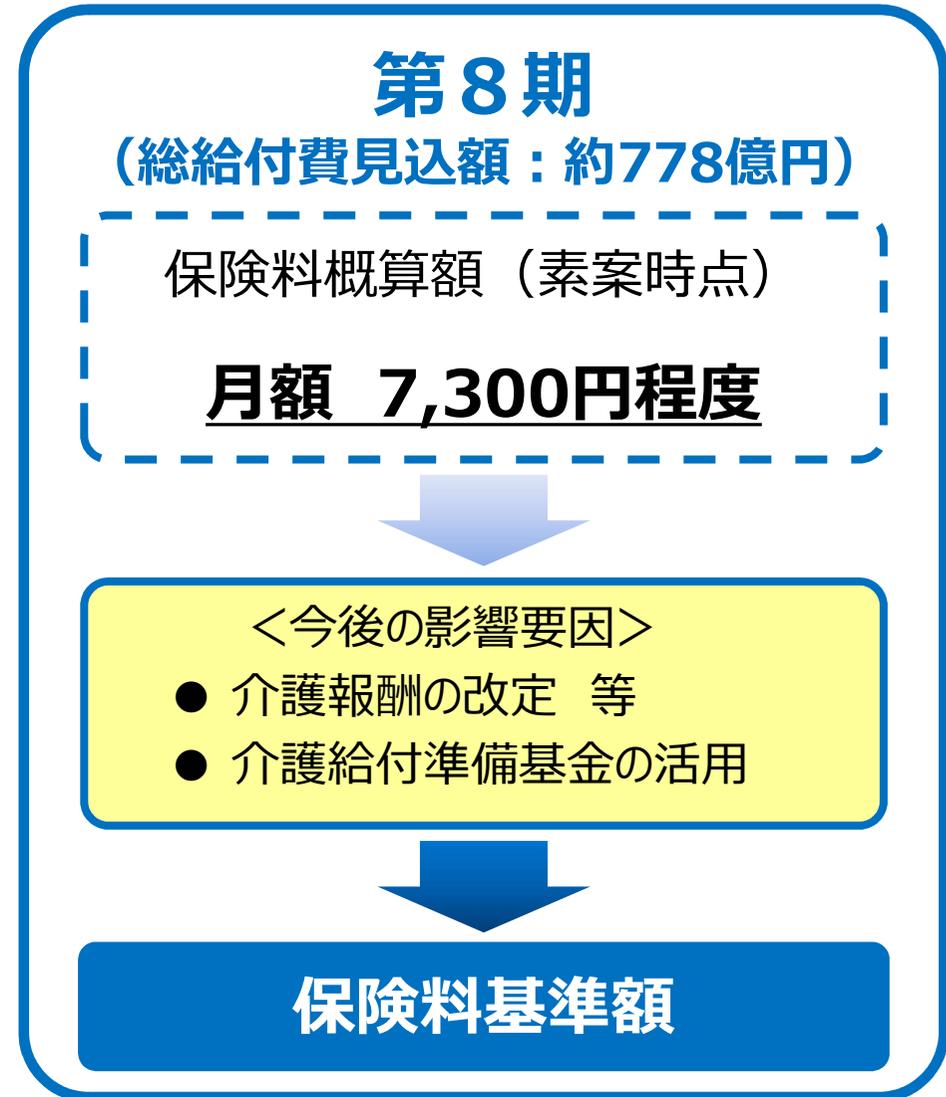
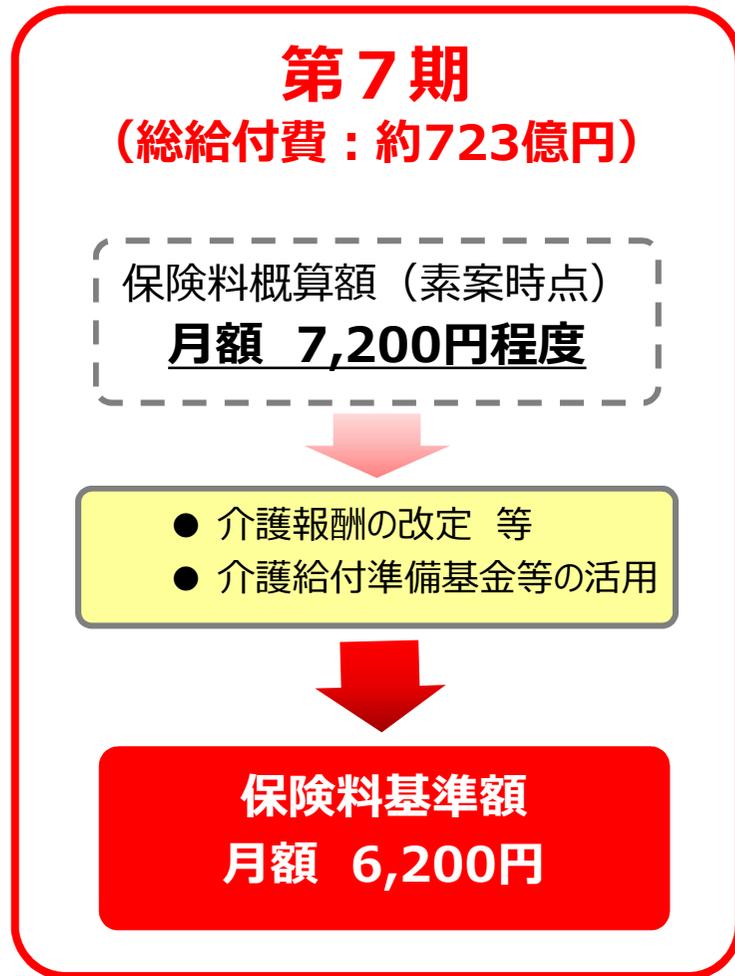
《主な増加要因》

- 高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加
- 介護保険サービスの充実による利用量の増加
 - 居宅サービス（訪問・通所介護、ショートステイ 等）
 - 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護 等）
 - 特別養護老人ホーム

※ 総給付費見込額は現状での概算であり、今後、制度改正の動向や、介護報酬の改定等により最終的に決定します。

第8期の介護保険料基準額

※ 参考



新宿区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 (素案)のパブリック・コメントのお知らせ

実施期間	令和2年11月15日（日）から12月15日（火）まで
意見を提出できる方	① 新宿区内に在住・在勤・在学の方 ② 区内事業者及び団体 ③ 施策等の案に利害関係のある方
資料の閲覧場所等	◆以下の場所で閲覧及び配布 地域包括ケア推進課、高齢者支援課、介護保険課、健康政策課、保健センター、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館、高齢者総合相談センター ◆新宿区ホームページで公表
意見の提出方法	意見用紙に必要事項を記入の上、郵送・ファックス・窓口持参により、ご提出をお願いいたします。 【提出先】新宿区福祉部地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係（新宿区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。）

※ 計画の内容についてのお問い合わせは、下記担当までお願いいたします。

【担当】 ●高齢者保健福祉計画に関すること
新宿区福祉部地域包括ケア推進課
地域包括ケア推進係
(電話) 03-5273-4193
(FAX) 03-6205-5083

●介護保険事業計画に関すること
新宿区福祉部介護保険課推進係
(電話) 03-5273-4596
(FAX) 03-3209-6010

皆さんからのご意見をお待ちしています。

